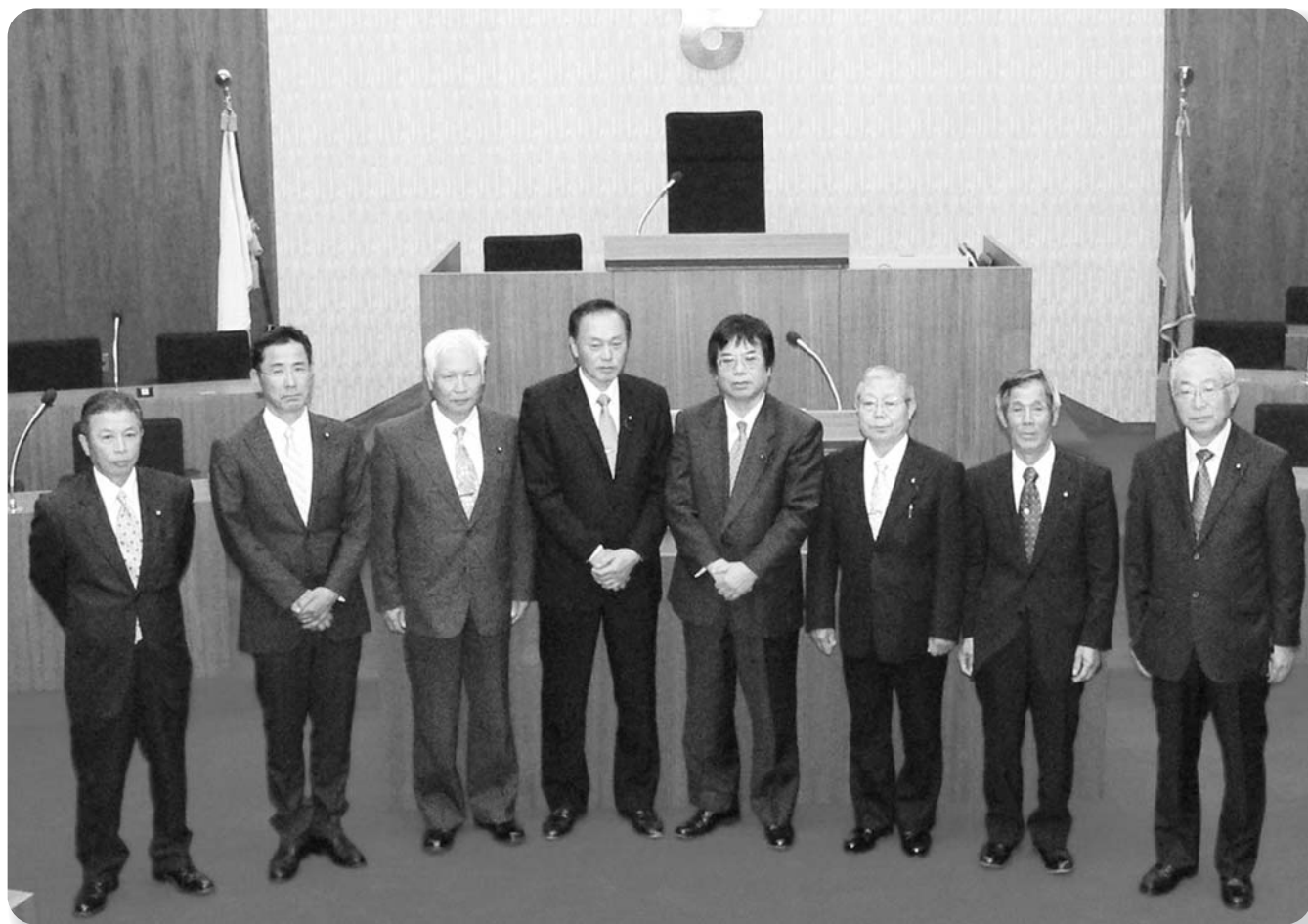


とみか

町議会だより

7
2011
No.142
平成23年7月25日発行



4月末に誕生した、第16期富加町議会議員一同です。
任期は、平成27年4月末までの4年間です。
宜しくお願い致します!!

CONTENTS

第3回臨時会・第4回定例会	2
条例の一部改正など・平成23年度補正予算など.....	3
町政Q & A 一般質問 5人が登壇.....	4
越前町議会産業土木委員会来町・議会の動き・編集後記	12

編集 議会広報委員会 発行 岐阜県富加町議会
〒501-3392 岐阜県加茂郡富加町滝田1511 TEL0574-54-2111

平成二十三年第三回臨時議会

平成二十三年五月十日に改選後、初めての町議会臨時議会が開かれ、議長・副議長選挙が行われ、議長に梅村和芳氏、副議長に板津敏彦氏、議会の委員会構成も次のように決まりました。

また、人事案件については、識見を有する監査委員に安田昌孝氏、議員のうちから選任する監査員には、大竹初也氏の選任案にそれぞれ同意しました。

その後、専決処分承認について（富加町国民健康保険条例の一部改正）を、審議し、原案のとおり承認致しました。

議会の構成

議長 梅村和芳



副議長 板津敏彦



総務産業建設 常任委員会

- 委員長 板津徳次
- 副委員長 井戸 亨
- 委員 大竹初也
- 委員 梅村和芳

文教厚生 常任委員会

- 委員長 佐曾利敏
- 副委員長 河合英明
- 委員 佐藤正明
- 委員 板津敏彦

議会運営委員会

- 委員長 佐藤正明
- 副委員長 板津徳次
- 委員 佐曾利敏
- 委員 板津敏彦

人事案件

監査委員（識見を有する方）

安田昌孝さん
四十歳（下滝田）



監査委員（議会議員から選任された方）

大竹初也



専決処分

▽富加町国民健康保険条例の一部を改正

この度の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、本町の国民健康保険税のうち、基礎課税分については、現行の「五十万円」から「五十一万円」に、後期高齢者高齢者支援分は、「十三万円」から「十四万円」に、「介護納付金分は、「十万円」から「十二万円」に、それぞれ改正するものです。
（全員賛成・可決）



第四回定例会

第四回町議会定例会が、六月十五日から二十日までの六日間を会期として開催しました。

今定例会は、議員発議

による委員会条例の一部改正など三件、平成二十三年度一般会計・特別会計補正予算二件、平成二十二年年度一般会計・水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告案件二件が上程され、審議の結果原案どおり可決しました。

条例の改正

▽富加町議会委員会条例の一部改正

この度の改正は、庁内の機構改革が四月より実施されたことに伴い、二つの常任委員会（総務産業建設常任委員会・文教厚生常任委員会）で、関

係する議案・陳情等の審査をスムーズに実施するために、委員会構成を、再編するものです。

（全員賛成・可決）

▽富加町職員の給与に関する条例の一部改正

この度の改正は、職員等（議員など含む）の給与については、既に口座振替となっておりますが、現状に合わせた改正にするものです。

（全員賛成・可決）

▽富加町税条例の一部改正

この度の改正は、東日本大震災に関連するもの、雑損控除額等の特例をはじめ、住宅借入金等特別控除の適用期限の特例、固定資産税の特例を受け

改正するものです。

（全員賛成・可決）

【補正予算】

▽一般会計補正予算（第一号）は、二千二百三十三万円を増額し、総額二六億六千二百三十三万円となりました。

▽主な内容は、養護老人ホーム施設措置費三百七十四万円、県単独農道舗装工事など三百五十万円、

特定環境保全公共下水道特別会計繰出金千七百七十万円、公民館館長報酬百四十八万円などを増額いたしました。

（全員賛成・可決）

▽特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、財源の組

み替えて、下水道事業債千七百七十万円の起債が、適合しなかったことにより、一般会計から、同額を繰り入れたもので、予算額の増減はありません。

（全員賛成・可決）

【報告】

平成二十二年年度一般会計・水道事業会計繰越明許費繰越計算書について

二件の報告がありました。

▽一般会計では、児童セ

ンター空調機械設置工事三百四十四万円、加治田栃洞地内の羽生頭首工更新工事千八百八十四万円、川浦川新橋側道橋工事など五千三百八十五万円、

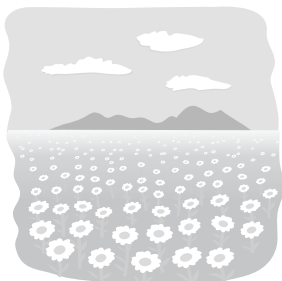
小学校図書室エアコン設置工事など五百四十二万円、タウンホール屋上防水改修工事五百四十四万円、

半布ヶ丘公園内テニスコート改修工事七百万円など合計九千八百六十四万円をそれぞれ、平成二十三年度へ繰越しました。

▽水道事業会計では、夕田地内の夕田幹線配水管更新第一期工事二千二百十万円を平成二十三年度へ繰越しました。

（繰越明許費とは）

会計年度独立の原則により、毎会計年度の歳出予算の経費は、同じ年度の歳入でまかない、翌年度においてこれを使用することはできません。しかし、例外規定として歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき、年度内に支出を終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ議会の議決を経て翌年度に繰越して使用することができます。これを繰越明許費と言います。



一般質問 町政Q&A そこが聞きたい

副町長の職務

【板津敏彦議員】

副町長を置くこととした理由を、町長が説明されましたが、その時の必要性の内容については、ほとんど済んでいると考えられます。

今、必要とされることについて、具体的に説明して下さい。

A

【坂井町長】

はじめに、これまで副町長に関する一般質問については、これで五度目となる質問であり、今まで答弁させていただきまして、平成二十年の十二月の答弁では、収入役が七月末でいなくなることにより、町長一人では、町内外の対応がとても難しいと考えたこと、その代理を一般職員に任

は次の通りです。



板津敏彦議員

すので、議員の皆様方も応援よろしくお願いします。

Q 三・一一東日本大震災以後の富加町の災害対策について

【板津徳次議員】

三月議会最終日の午後一般質問の後の休憩中に起きた東日本大震災についてはあらためて言うまでもありませんが、千年に一度の大地震とそれに伴う大津波そして三ヶ月経過した現在でも終息の見通しすら立たず、一進

一退を繰り返している福島第一原発事故とこれに伴う風評被害、まさに未曾有の大災害であり、東日本の被災地の方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、富加町においても災害の種類・規模こそ違えども過去においては大雨による河川の氾濫や土砂崩れによる家屋の崩壊等の事例があり、最近には特に災害らしい災害が町内では発生していないのが幸いですが、改めて今回の三・一一東日本大



板津徳次議員

はじめに、これまで副町長に関する一般質問については、これで五度目となる質問であり、今まで答弁させていただきまして、平成二十年の十二月の答弁では、収入役が七月末でいなくなることにより、町長一人では、町内外の対応がとても難しいと考えたこと、その代理を一般職員に任

した場合、定数削減を行っている中であることと事務に限界があること、一般職員の負担がこれ以上重くならないこと、国・県からの大変多くの委譲事務がきていることなど考

考えての決断をし、定数外である副町長をお願いしました。結果、現在まで多くの職務の代理をお願いし、職場の調整役として、さらに、職員の精神健康面についても相談役として勤務しており、今後引き続き進めて行く必要があると考えてお

次に、備蓄倉庫の在り方と現状については、町内の防災施設は、備蓄倉庫が三カ所、防災資材が二カ所あり、防災資材や避難所開設時に必要な備品等が備蓄されています。その備蓄状況は全職員に配布しています。災害初動対応マニュアルにも掲載しており、どの職員でも種類・数量が把握できるようにしています。備蓄品として適当な防災用品が開発されており、今後も災害時の物資の充実に努めて参りたいと考えております。

また、庁舎にも、太陽光発電を設置し、クリーンエネルギーの利用と電気使用量の削減に向けて、実行して参りました。その当時からエアコンの設定温度は、冷房二十八度以上、暖房二十二度以下としております。

また、庁舎にも、太陽光発電を設置し、クリーンエネルギーの利用と電気使用量の削減に向けて、実行して参りました。その当時からエアコンの設定温度は、冷房二十八度以上、暖房二十二度以下としております。

次に、浜岡原発の停止を受けて富加町としての節電対策については、平成十五年にISO14001を取得し、平成十七年から精神を引き継いで、電気使用量の削減に向けて、実行して参りました。

次に、浜岡原発の停止を受けて富加町としての節電対策については、平成十五年にISO14001を取得し、平成十七年から精神を引き継いで、電気使用量の削減に向けて、実行して参りました。

次に、浜岡原発の停止を受けて富加町としての節電対策については、平成十五年にISO14001を取得し、平成十七年から精神を引き継いで、電気使用量の削減に向けて、実行して参りました。

また、庁舎にも、太陽光発電を設置し、クリーンエネルギーの利用と電気使用量の削減に向けて、実行して参りました。

また、庁舎にも、太陽光発電を設置し、クリーンエネルギーの利用と電気使用量の削減に向けて、実行して参りました。

また、庁舎にも、太陽光発電を設置し、クリーンエネルギーの利用と電気使用量の削減に向けて、実行して参りました。

今回の震災による放射能災害では、国・県での測定結果を注視しているのが現状で、各務原市の保健環境研究所をはじめとして、県水道で一日一回以上、十カ所の消防本部では、週一回測定が行われており、危険性が高

今回の震災による放射能災害では、国・県での測定結果を注視しているのが現状で、各務原市の保健環境研究所をはじめとして、県水道で一日一回以上、十カ所の消防本部では、週一回測定が行われており、危険性が高

今回の震災による放射能災害では、国・県での測定結果を注視しているのが現状で、各務原市の保健環境研究所をはじめとして、県水道で一日一回以上、十カ所の消防本部では、週一回測定が行われており、危険性が高

今回の震災による放射能災害では、国・県での測定結果を注視しているのが現状で、各務原市の保健環境研究所をはじめとして、県水道で一日一回以上、十カ所の消防本部では、週一回測定が行われており、危険性が高

今回の震災による放射能災害では、国・県での測定結果を注視しているのが現状で、各務原市の保健環境研究所をはじめとして、県水道で一日一回以上、十カ所の消防本部では、週一回測定が行われており、危険性が高

今回の震災による放射能災害では、国・県での測定結果を注視しているのが現状で、各務原市の保健環境研究所をはじめとして、県水道で一日一回以上、十カ所の消防本部では、週一回測定が行われており、危険性が高

また、残業の徹底管理、

また、残業の徹底管理、

また、残業の徹底管理、



佐曾利 敏議員

Q 公民館長の登用任命について

【佐曾利 敏議員】

現在、公民館長が空席となつております。前任者が退職されてから既に一年以上が経過しています。この間、教育課長が兼任して職務運営を続けられていたわけで、実際は課長下の町職員が代行業務に当たつていたとのこと

現在、公民館長が空席となつております。前任者が退職されてから既に一年以上が経過しています。この間、教育課長が兼任して職務運営を続けられていたわけで、実際は課長下の町職員が代行業務に当たつていたとのこと

願ひし、答弁とさせていただきます。

ところが、この四月の職員人事異動によりタウンホールにいた職員が、本庁に異動となりその後の職員が補充がなされていなかった。

二十九日に開催された公民館運営審議委員会の席で確認しました。

今定例会に一般会計補正予算の中に、公民館長の報酬が上がっています。

そして館長に誰が推薦されているのかは、未だに聞いてはいません。実に不自然だと思えます。

そこで町長にお尋ねします。社会教育全般を推進させ、人間教育にも指導を仰ぐ公民館長の選任が一貫性もなく、場当たり的な対応の取り扱いでいいのでしょうか？

このポストの職務とは、その内容業務とは一体なんですか？その必要性和効果をどのように期待しているのか、真摯にお聞かせ下さい。

A

【山田教育長】

町には、中央公民館的な役割を果たすタウンホールとその他三つの公民

館があります。その公民館の目的は、「市町村その他一定の区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と社会教育法(第二十条)で規定されており、公民館は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督すると規定されております。

公民館は教育機関であり、ただ単に事業を実施するのではなく、町の教育計画等に基づいて系統的、計画的に事業を実施していかなければなりません。公民館長は教育機関の長として、広い視野のもと、的確な判断をし、

特色ある公民館運営を指揮していく必要があります。

公民館は公民館長は教育課長が兼務いたしておりましたが、タウンホールには、公民館主事として常勤の職員が一名配置されており、今年度の人事異動により、教育委員会事務局職員が一人減となった現在、タウンホールでは、公民館指導員が、週三日の勤務で常時二名体制でローテーションを行っており、その指導員を指導する常勤の公民館主事もいない状況であります。

常勤の職員が配置されていない現在は、これらの職務は、教育委員会事務局内の職員が分担して行っています。

常勤の公民館主事が配置出来ない状況を考えますと公民館長を教育課長が兼務するのではなく、生涯学習の拠点施設であるタウンホールに公民館長を配置することで、公民館指導員との連携が図られ、責任分担が明確になり、臨機応変の対応が可能になるとともに、地域住民の代表としてどうすれば住みよい、文化的な町づくりができるかを住民とともに考えていくことができると思っております。

議員におかれましても、社会教育を推進するためにもご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

昨年、公民館長は教育課長が兼務いたしておりましたが、タウンホールには、公民館主事として常勤の職員が一名配置されており、今年度の人事異動により、教育委員会事務局職員が一人減となった現在、タウンホールでは、公民館指導員が、週三日の勤務で常時二名体制でローテーションを行っており、その指導員を指導する常勤の公民館主事もいない状況であります。

常勤の職員が配置されていない現在は、これらの職務は、教育委員会事務局内の職員が分担して行っています。

なり、臨機応変の対応が可能になるとともに、地域住民の代表としてどうすれば住みよい、文化的な町づくりができるかを住民とともに考えていくことができると思っております。

議員におかれましても、社会教育を推進するためにもご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議員におかれましても、社会教育を推進するためにもご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議員におかれましても、社会教育を推進するためにもご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議員におかれましても、社会教育を推進するためにもご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議員におかれましても、社会教育を推進するためにもご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議員におかれましても、社会教育を推進するためにもご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議員におかれましても、社会教育を推進するためにもご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議員におかれましても、社会教育を推進するためにもご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

Q 戸別所得補償制度での稲作、転作達成率について

【佐曾利 敏議員】

民主党政権下の転作政策については、昨年の戸別所得補償モデル対策事業から、本格的な国と生産者(地権者)契約に基づく戸別補償制度が始まった訳ですが、それに基づく本年の本町への配分面積は、水稲作付け、転作割合は五五・四%と四四・六%と聞いておりま

す。

耕作者からの本年の計画申請が、二月に仮申請、そして五月に本申請が出されていますが、その結果はどうだったのか？ どうも未達成の状況であると感じていますので、それを踏まえて以下の点について質問を致します。

一 稲作、転作の割合はどの様な結果であったのか？

二 地区別、工区別の結果はどうであったのか？

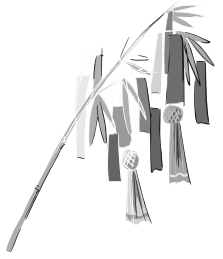
三 その結果から、何が伺えるのか？

四 国と個人の契約に基づくとはいえども、配分割合が達成出来なければ時給のバランスが崩れ、米価に大きく影響することになるであろう。町としては、その点どのように指導しているのか？

五 従来の休耕転作プログラム

は、事実上廃止となり耕作者は、管理作業の効率上大きな面積の筆水田を作付けし、小さく効率の悪い水田は、休耕しその結果遊休化農地となる傾向が出てくると思われるが、どのような指導をするのか？

は、事実上廃止となり耕作者は、管理作業の効率上大きな面積の筆水田を作付けし、小さく効率の悪い水田は、休耕しその結果遊休化農地となる傾向が出てくると思われるが、どのような指導をするのか？



発生した場合は、ど
こが対応調整を果た
すのか？

七 個々の作付けの面積
確認測量は、誰が行
うのか？

八 本町としても、目標
面積が未達成の場合
は、今後、土地改良

事業への支障、悪影
響はでないかどうか？

以上の点について、産
業環境課長にお答え願
います。

A

【井戸 産業環境課長】

農業者戸別所得補償制
度につきましては、販売
価格が生産費を恒常的に
下回っている作物を対象
に、その差額を交付する
ことにより、農業経営の
安定と国内生産力の確保
を図るとともに、戦略作
物への作付転換を促し、
もって食料自給率の向上
と農業の多面的機能の維
持を目指し、本年度より

本格実施されています。

富加町には議員のご質
問どおり水稻作付け五・

四％の目標を配分され、
現在その状況を取りま
めている最中で、六月末

までにその結果を国に提
出することとなっております。

さて、議員がお尋ねの
転作の達成状況等につ
きましては、本年六月十日
現在の状況ではございま
すが、ご説明いたします。

まず、一点目の稲作と
転作の割合はどのような
結果であったのか？とい

うご質問ですが、現在の
状況は水稻作付け目標面
積が二・四・四一ha対し、

一・三・五・二一haの作付
面積で、目標に対し〇・

六％、面積にすると〇・
八haほど超過しているの
が現状で、割合という観

点からいいますと、水稻
の作付けが五八・二％、
転作が四一・八％となっ
ています。

二点目の地区別、工区

別の結果はどうであつた
のか？というご質問です

が、水稻作付けの高い率
の地区名からご報告いた

しますと、町屋・長峰地
区の六九・三％、加治田
東部地区の六七・五％、

夕田地区の六七・〇％、
羽生地区の五八・一％、
大山・滝田地区の五四・

九％、高畑地区の五四・
二％、老梅地区の五二・
八％、川小牧地区の五〇・

〇％、加治田西部地区の
四九・四％、本郷地区の
四四・八％であります。

三点目のその結果から、
何が伺えるのか？とい
うご質問ですが、冒頭申し

上げましたが、作付け面
積でいえば〇・八haの超
過、割合でいえば二・八

％ほどの超過となり、目
標より若干の超過となっ
ていますが、生産者の皆

様のご協力により、概ね
目標を達成することはで
きました。今後も制度に

ついての理解を深め、よ
り有利な交付金を受け取

ることができ、その目標
を達成できるよう啓発活

動を進めていきたいと考
えます。

四点目の目標が達成で
きない場合、需給バラ
ンスが崩れ、米価に大きく

影響することになる。そ
の点をどのように指導し
ていくのか？というご質

問ですが、まさしくその
とおりと考えます。生産
調整に参加しない方や、

町全体で未達成でもペナ
ルティはありませんが、
需給バランスが崩れば、

米の流通は過剰となり、
価格は低下の悪循環とな
ります。そうしたことを

防止するためにも、この
制度が米の生産調整だけ
ではなく、米価の変動に

対し交付される補填交付
金や、転作を実施される
ことに対し交付される水

田活用交付金、地域の戦
略作物や地域振興作物を
重点的に栽培することで

交付される産地資金など、
制度を有効に活用するこ

とで多くの交付金を得る
ことができることを生産

者の皆様にご理解いた
けるよう、広く啓発し、

生産者の皆様が水稻作付
面積の目標を守っていた
だけのように、事業を推

進したいと考えています。
議員各位からも、地域の
皆様が事業に積極的に関

画されますようご助言い
ただければ幸いです。存
じます。

五点目のブロックロー
テーションの廃止に伴い、
効率の悪い水田が遊休農

地化となるおそれがある
のではないかと。というご
質問ですが、やはりこの

戸別所得補償制度では個
人に対応するということ
が原則となり、今までの

ようなブロックローテー
ションを実施しなければ
作りやすい水田で水稻を

作付けするということ
は当然としてあり得ること
かと思えます。

作付けを行わない水田
が、数年放置されると

うなるかは議員も十分ご
承知かと思えます。是非
ともそうならないように、

生産者に対し遊休農地を
解消していただくようお
願いするしかありません。

戸別所得補償制度では、
水田での畑作物に対して
も所得補償交付金の交付

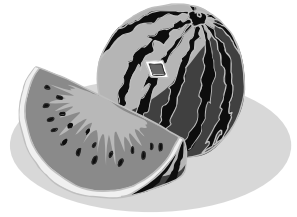
があります。また、野菜
等を販売目的で作付けす
ること対象となる水田

活用交付金を利用して
いただくなど、耕作放棄地
とならないよう、生産者

の皆様にも有効に活用い
ただくように制度の啓発に
努めていきます。

なお、今年度は、羽生
地区のうち上羽生、そし
て高畑地区、老梅地区及





び加治田西部地区では引き続きブロックローテーションにより、取り組んでいただいております。六点目のバラ転作になり、水稲と転作が入り混じることによる人間関係についての苦情対応についてはですが、申し訳ありませんが、あくまでも農業者の皆さんの取り組みに委ねているところが多く、行政ではなかなか対応ができないと思います。是非とも地域での取り組みで解決をいただきたいと思っております。農業委員さんや農事改良組合長さんを中心に、地域での取り組みにより、集落営農の組織化・法人化や担い手への土地の集積による同

一作目の作付けなど、地域の話し合いで解決いただけますようお願いいたします。地域におきまして、そうした協議が行われるようでしたら、県、町、農協など関係機関がご相談に応じるほか、集落営農の法人化には別途助成金が交付されることとなっております。七点目の面積確認測量は誰が行うのか？というお尋ねですが、今年度は六月の下旬に、農業委員、町、農協、県農業普及課職員により現地確認作業を行う予定をしております。八点目の目標面積が未達成の場合、土地改良事業への支障、悪影響はどうか？というお尋ねですが、今のところ国等から目標未達成による土地改良事業へのペナルティ等はないと伺っております。したがって、議員が心配の点は、今の時点では特にございません。

以上お尋ねのあった項目につきましてお答えさせていただきますが、昨年のモデル事業から始まった国の農業政策の大転換は、町農業行政に多大な影響を受けております。政策の転換に一番影響を受けるのはやはり生産者の皆様です。今年度より本格実施となりました農業者戸別所得補償制度には、土地の利用集積や集落営農の組織化など、今まで進めてまいりました町農業行政の延長上にある事業もあり、少しでも生産者の皆様に有利となるよう国、県と協議、要望を行いながら推進してまいりますので、議員各位の、ご指導、ご協力をお願いして、本件の答弁といたします。



Q 効率的な経費削減への改善策について

【井戸 亨議員】

この度四月に行われました富加町町議会議員選挙で始めて議員になりました井戸亨と申します。私が町議会議員に立候補を決意したのは、住民の皆様を行政に反映させるために、『ともに手をつなぎ、ともに助け合い、相手を

思いやる心を持って、富加町に生まれてよかった富加町に誇りを持ってよかった』そんな富加町にしたい、このような思いからです。

『安心安全な町づくり災害に強い町づくり』を公約に掲げ、いま議場のこの場に立っているだけです。町民の方の素朴な問いかけ・考えを行政に伝え十二分に咀嚼して少しでもよい方向へ変えていくことが私の使命と考え、

『ともに手をつなぎ、ともに助け合い、相手を

下勉強していきたいと考えております。またこれからは足下を見る・足下を照らすという立場を貫きたいと考えております。

町議会一般質問という貴重な時間ですが、私にとって今日が最初の質問ですので思いを少し述べさせていただきます。そこで昭和五十四年に制定された富加町民憲章を読みました。

「私たちは豊かな自然に恵まれたこの町を愛し、先人の恩恵に感謝し、心を合わせていっそう住みよい町づくりの為にこの憲章をさだ



井戸 亨議員

める

自然はみんなのもの
美しいみどりや清い流
れをたいせつにしてう
るおいのあるまちをつ
くりましょう」とあり
ます。

この富加町憲章を推進
していくためには、何と
いっても財政の健全化が
必要不可欠であります。
財政の健全なくして富加
町の将来を語ることはで
きません。現在の富加町
の財政力指数は〇・四七
三であります。経常収支
比率・公債費負担比率に
ついて、けつしてよい
とは言えない状況と考
えます。坂井町長の平成二
十三年度予算に向けての
施政方針説明で「自ずと
限られた財源のなかで、
事業の緊急性を重視しな
がら、真に必要な事業の
取捨選択を行い、予算の
重点的な配分と最も効率
的な内容となるよう努め
る」とあります。

国においては今回の未

曾有の大災害復興のため

地方交付税が全額交付で
きないかもしれないとの
報道もされております。
そして広報「とみか」
と一緒に配布されたなか
に岐阜県の広報誌に「厳
しい財政状況の中で構造
的な財源不足を解消する
ため、歳出削減・人件費
削減・歳入確保と行財政
改革を実行しています」
とありました。

このような国・県と大
変厳しい社会情勢のなか
でも一度富加町も行政
財政の小さなムダについ
て考えて見ましよう。
国民健康保険税などの
納付書等の発送件数は昨
年度一万八千百件、合計
百七万五千五百三十二円
です。そのうち口座振替
領収分は九千件、五十八
万五千円でした。さらに
その他印刷費・人件費な
どが加わります。近隣の
市町村では、廃止もしく
は一括郵送に切替られて
おります。そこで富加町

でも毎月の口座振替領収
書の郵送料については改
善の余地があるように考
えますが、これについて
質問します。

A

【小関住民課長】

現在、町税等の口座振
替制度につきましては、
納付手続きの簡素化、納
期限内納付の促進から、
これまで、普及・啓蒙を
図ってきたところですが、
口座振替領収証書の発行
につきましまして、ここ数
年来、行政事務の効率化、
経費削減の推進の一環と
して、領収証書の発行を
廃止する自治体が増えて
きております。

その根拠となるものは、
総務省が「事務の効率化
及び経費の削減を図るた
め、口座振替領収証書の
発行を省略できる」と規
制の特例事項を示したこ
とが、見直し若しくは廃
止されてきた主な理由で

す。
県下の状況を見ますと、
公金の収納管理を岐阜県
市町村行政情報センター
に委託している三十六団
体の内、すでに三十一団
体が廃止しており、加茂
郡内では七町村のうち、
すでに五町が廃止してお
ります。
従いまして、本町とし
ましては、こうした現状
を踏まえ、事務の効率化、
経費削減の観点から、今
年度、更新を予定してお
ります収納管理システム
のスケジュールに併せ、
納税者の理解をいたたく
ための周知期間を設けた
上で、口座振替領収証書
の発行を廃止する方向で
検討していきたいと考え
ております。

**Q 地籍事業につ
いて**

町では、地籍調査につい
て地元説明会が開始され、
地元推進委員の選出等で
開始され六年が経過しま
した。当初の計画では、
現地立会より三〇四年で
登記まで完了の予定であ
った。しかし未だ十七年
度の地籍調査分より登記
されていない現状です。
登記されないその事由と、
各年度ごとに主な地域調
査と登記完了時期を伺い
ます。二十三年度は、四
〇五百万円地籍調査委託
料が予算化されています。
山林等については、遅く
「年度」「主な地籍
調査地域」「登記の

【大竹初也議員】
平成十六年度より富加



大竹初也議員

なればなるほど地権者間
の境界が難しくなる可能
性があると思います。地
籍調査に注力した予算を
組み早期完了をめざすこ
とへの今後の取組姿勢に
ついて考えをお聞きしま
す。
イ 遅れた主な事由
ロ 地籍調査(現地立会
は、全体の何%が完
了しましたか？
ハ 十七年度以後のその
後の状況(登記時期)
について
「年度」「主な地籍
調査地域」「登記の

時期(年月)平成十七、

十八、十九、二十、

二十一、二十二

二 二十四年度以後の地

籍調査費用(過去六

年間の費用より算出)

ホ 地籍調査の最終予定

年度(登記)

ます。
この状況の主たる要因としては、現地立会いにおいて土地の境界が、双方地権者にて確定されず、いわゆる筆界未定となった土地が少なからず発生したことにより、筆界が確定されないと、当該地区の事業全体の進捗に影響を与えますが、事務手続きを進める上では、筆界未定そのままの状態での段階に進みますと、以後、当該土地及び周辺隣接土地については、関係地権者の自己負担において、境界確定の後、測量・登記を行わなければならないこととなります。

A

【川崎建設課長】

地籍調査事業につきましては、平成十六年度より事業に着手しており、取り組みに当たりましては先進自治体の状況を参考事例とし、一調査区あたりの通し期間を四年間と見込み、その計画により地元説明会などで地権者の皆さんの協力をお願いしながら進めております。

境界立会については、平成十七年度から実施し、順次、測量・閲覧へ移行したものの、一部の工程で見込み以上の期間を消費する現状となっております。

この状況の主たる要因としては、現地立会いにおいて土地の境界が、双方地権者にて確定されず、いわゆる筆界未定となった土地が少なからず発生したことにより、筆界が確定されないと、当該地区の事業全体の進捗に影響を与えますが、事務手続きを進める上では、筆界未定そのままの状態での段階に進みますと、以後、当該土地及び周辺隣接土地については、関係地権者の自己負担において、境界確定の後、測量・登記を行わなければならないこととなります。

ですが、早期の解決を見ず、予期せぬ期間を費やす事例があります。しかしながら、限りなく当事者間の解決を待つことは許されませんが、昨年度末より、国土交通省の認証の進め、今年度の登記を図る方針としております。次に現地立会いの完了割合ですが、平成二十二年度末におきまして六・一二%となっております。なおこの数値は、調査地区内での、国土調査法第十九条第五項の規定による地図分の面積を含めたの数値となっております。

次に平成十七年度以後の状況ですが、ここで平成二十三年度からの方針として、認証取得を促進するため、当面は新規箇所の着手を抑制し区域拡大を抑え、その上で既調査地区の進捗を集中的に図ることとしています。

以下個別についてですが、平成十七年度現地立会い分は、滝田羽生地区で、閲覧で申し出のあったものや、調査区と隣接する土地改良工区の区域との不接合部分について調整を行いながら、平成二十三年度に認証を取得し、平成二十四年七月を目処に、法務局へ成果を送付する予定です。

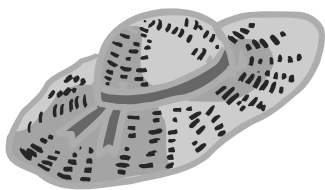
平成十八年度現地立会い分につきましては、滝田地区で、平成二十三年五月、県による検査が終了しており、現在は認証取得のための書類の作成を行っており、認証の取得後、平成二十四年一月には法務局へ成果を送付する予定です。

最後に平成二十二年現地立会い分は、駅前地区で、二十三年度で、現地測量、二十四年度に、仮閲覧、本閲覧、二十五年度では、認証取得、二十六年年度において、法務局へ成果を送付する予定となります。

次に、平成二十四年度以後の地籍調査費用については、二十四年度では、駅前地区分、二十五年年度では、二十二年に着手した下羽生地区分、二十六年年度では、下羽生地区及び、新規地区の事前準備、二十七年年度では、新規分を予定し、各年度の費用につきましては、補助金の動向に左右されますが、全くの概算ですが、約四百万円から八百五十万円の間の費用が考えられます。

次に、地籍調査事業の最終予定年度についてですが、これを予測することは非常に困難なことです。が、荒く予測すれば、約百年後の時期ではないかと思われまます。

地籍調査につきましては、岐阜県内では、十数自治体において取り組まれておりますが、事業推進には、地域の皆様の多大な協力が求められるものであり、関係者を初め、議員各位に置かれまして、その啓発普及にご理解を賜り、地域のオピニオンリーダーとしてのご協力を、お願い申し上げます。



越前町議会

産業土木常任委員会が

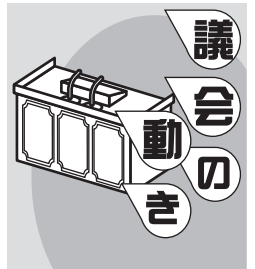
行政視察に来町

七月五日（火）午後から、福井県越前町議会の産業土木常任委員会の北島委員長さん他七名の委員さんなどが、昨年四月末にオープンした道の駅「半布里の郷 とみか」を、行政視察のため来町されました。

視察の目的は、越前町が、今後道の駅の建設を計画するうえで、所管の委員会委員が現地の実態調査と、

- ・道の駅の設置に至る迄の経緯について
- ・地域振興と情報発信の実情について
- ・地元特産物の販売方法と地元住民との連携について

など三点について、尋ねられ、その後、道の駅「半布里の郷 とみか」へ出向かれ、現地研修をされました。



【五月】	【六月】
10日 第三回富加町議会臨時会	5日 加茂郡体育大会
12日 正副議長関係機関就任挨拶	9日 リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会
13日 加茂郡老人クラブ連合会総会	10日 郡消防操法大会出場隊激励会
15日 かもーりん（ワン）グループ	12日 議会運営委員会
16日 可茂地域市町村議会議長会	14日 可茂地域グラウンドゴルフ大会
17日 全国町村議会議長会	15日 第四回富加町議会定例会（初日）
18日・副議長研修	16日 総務産業建設常任委員会
19日 富加町商工会通常総会	17日 文教厚生常任委員会
22日 富加町消防操法大会	19日 加茂郡消防操法大会
24日 可茂町村議会議長会	20日 第四回富加町議会定例会（最終日）
26日 富加町防衛協会役員総会	23日 富加町農業振興会総会
27日 可茂防衛協会総会	24日 東海環状自動車道中濃地域建設促進協議会等
30日 富加町シルバー人材センター総会	26日 ふれあいオンステージ
31日 中濃農業共済組合議会臨時会	【七月】
中濃拠点都市地域整備推進協議会総会	3日 ソフトバレーボール
	5日 議員全員協議会
	越前町議会産業土木常任委員会来町自主防災組織リーダー研修会
	9日

編集後記

「議会だより 7月号」を、お届け致します。初めての編集後記を執筆するに当たり、私の想いを述べさせて頂きます。

日ごろの議員活動というものは役場に向いて少しでも疑問のあることを、町民の皆さんが少しでも分かるように、自分なりに理解を深めそれを町民のみなさんに、伝えていきたいと考えております。

様々な情報から特に岐阜県、他の市町村の事例や取組を富加町に当てはめ問題点、波及効果を常に頭に置き行動したいと考えております。また、諸問題に対して以前は、外部からものを申しおりましたが、議員となり内側に入ってみると、今までの方々の苦労が分かってきたような気が致します。

議会での一般質問は、大所高所の広い見識からのもので。ですか

らまず役場の現場担当者からの説明を受け（この場合結構丁寧な説明をされます）そこからその場で解決できない問題点を、指摘するよう心がけております。住民の皆様方から行政に対しての要望に耳を傾け三ヶ月を過ぎました。

6月議会の一一般質問の際は、大勢の方に傍聴にきて頂き、ありがとうございました。これは、議員一人ひとりにとつても町長はじめ町職員にとつても士気が高まると同時に、その職責の重さを実感するものです。

町民の皆様方と議会をつなぐもの一つに、この「議会だより」というものがあります。これからもより充実した議会だよりとなるよう、活動していききたいと考えております。ご期待ください。

（文責 井戸 亨）
 ■議会広報編集委員会
 委員 井戸 亨
 委員 河合 英明